

はだの環境マネジメントシステム
大気汚染管理ガイドライン

初版制定 : 令和2年4月1日

秦野市

大気汚染管理ガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、秦野市（以下「本市」という。）の各施設等から排出される大気汚染物質について、大気汚染防止法（以下「法」という。）、及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という。）等に則った管理方法を定める。

2 大気汚染防止に関する基本的考え方

本市は、大気汚染物質としてばい煙を発生する施設を有している。これらの施設からの大気汚染物質の排出量を抑制・管理し、大気汚染を防止する責任を有している。

3 大気汚染防止法等の適用を受ける事業所

本市にて、適用を受ける事業所は、「法的及びその他の要求事項登録表」のとおりである。

また、特定粉じん（石綿）を発生する特定作業を行う場合、これらの工事も法の適用を受ける。

4 届出

ばい煙を大気中に排出する者は、次の事項に該当する場合、県知事への届出が必要である。

届出必要な場合	時期
ばい煙発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設の新設・変更時	工事着手の 60日前まで
代表者変更、事業場名変更、ばい煙発生施設の廃止・譲り受け・借り受け・地位承継	事由発生から 30日以内
特定粉じんを発生させる作業の開始	14日前まで

届出先

法：神奈川県 湘南地域県政総合センター
県条例：秦野市 生活環境課

5 ばい煙量などの測定義務

ばい煙発生施設については、次の表に記載の頻度に従って、ばい煙量及びばい煙濃度を定期的に測定し、その結果を記録し、3年間保存しておかなければならない。（大気汚染防止法施行規則第15条）

項目	条件など	頻度※	項目
硫黄酸化物	ばい煙排出量 10N 立方メートル/h 以上	2ヶ月に1回	量
ばいじん	排出ガス量 4万N立方メートル/h 以上	2ヶ月に1回	濃度
	排出ガス量 4万N立方メートル/h 未満	1年に2回	濃度
有害物質	排出ガス量 4万N立方メートル/h 以上	2ヶ月に1回	濃度
	排出ガス量 4万N立方メートル/h 未満	1年に2回	濃度

※Nは、温度が零度で、圧力が1気圧の状態。

※総量規制基準が適用される施設については常時測定

6 排出基準の順守

ばい煙、粉じんの発生施設の管理者は、環境省令及び県条例に定める大気の汚染の防止に関する排出基準を順守しなければならない。

項目	排出基準（法第3条）
硫黄酸化物	排出口の高さに応じて定める許容限度
ばいじん	施設の種類及び規模ごとに定める許容限度
有害物質	有害物質の種類及び施設の種類ごとに定める許容限度、又は特定有害物質の種類ごとに排出口の高さに応じて定める許容限度

※県条例に基づく規制基準については、同条例施行規則による。

7 事故時などの処置

ばい煙発生施設の管理者は、ばい煙発生施設に故障、破損その他の事故が発生し、健康や生活環境に係る被害を生じるおそれがあるばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、県知事に通報するとともに、本市の生活環境課に連絡する。同時に、その事故について応急の措置を講じた上で、事故状況と処置内容を県知事に届け出る。

大気汚染管理ガイドライン

制定改訂履歴

版	改訂日付	改訂条項	改訂内容	作成 (起案)	審査	承認 (決裁)
00	R2.4.1		初版発行	太田浩一	高橋邦彦	藤間雅浩